

人が人として尊ばれる 明るく住みよいまちへ

～人権尊重都市宣言30周年～

人が人生を送り、そして他人と関わり合う中で、決して侵してはならない人としての権利が人権です。その権利を守るためには、一人ひとりが自分の人権のみならず、相手の気持ちを考え、思いやりの心を持って行動し、自分の権利と同じように他人の権利も認めることが大切です。

本市は、人が人として尊ばれる明るく住みよい社会を築くため「人権尊重都市」を平成4年12月に宣言し、今年30周年を迎えます。

人権尊重都市宣言

すべての人々の基本的な人権が尊重される自由で平等な社会の実現は、人類共通の願いであります。しかし、私たちの身のまわりには、今なお因習や偏見などによるさまざまな人権問題が存在しています。人権が侵害されることは、いかなる理由であっても許されることではありません。人が人として尊ばれる明るく住みよい社会を築くため、私たちは、ここに四日市市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

宣言 平成4年12月22日

さまざまな人権啓発活動



人権尊重都市宣言20周年パレード
人権尊重都市宣言の周知・呼び掛けをしました



各地で行われる人権啓発活動



よっかいち人権大学あすてっぷ



じんけんフェスタ



四日市市長
森智広

今年は、人権尊重都市宣言30周年を迎えます。本市では、「よっかいち人権大学あすてっぷ」や「じんけんフェスタ」を開催し、人権の視点からまちづくりを推進し、さまざまな機会を捉え、啓発に取り組んできました。

昨今、コロナ禍において不確かな情報・

誤った情報に基づく不当な差別や、偏見が発生するなど、人権課題は多様化・複雑化してきています。これからも人権啓発に取り組み、「人権が尊重されるまち四日市」を目指して引き続き尽力してまいりますので、市民の皆さんのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

社会問題化している人権課題の一つに、「インターネット上の人権侵害」が挙げられます。世間の意識の高まりなどから、誹謗中傷などの被害による「侮辱罪」の法定刑が見直されました。本市では、平成4年に人権尊重都市宣言をするとともに、市民の人権意識を高め、行動に結びつけるための教育・啓発を行ってきました。さらに、昨今関心が高まっているメディア・リテラシー*の養成を通じた人権教育に特に力を入れています。

*メディア・リテラシーとは？

インターネットやメディアが発信する情報をそのまま受け取るのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する力のこと

権利と責任の両面を自覚すること

マスメディアが情報発信を独占していた時代から、インターネット・SNSの普及によって、誰もが自由に発信できる時代になりました。

一人の発信が社会を大きく動かせる半面、安易な発信が人を傷つける危険性も高まっています。権利と責任の両面の自覚が必要です。

人権施策推進懇話会
会長 松井真理子さん



インターネットやSNSにおける誹謗中傷

誹謗中傷とは

「バカ」や「消えろ」など、他人の悪口や嘘の情報、知られたくないことなどを書き込む行為のこと。これらの書き込みは、法律で「侮辱罪」の対象となる可能性があります。

「侮辱罪」が厳罰化

懲役が追加されるなど、法定刑が引き上げられ、抑止力の高まりが期待されています。

	改正前	改正後
法定刑	拘留（1日以上30日未満） または 科料（1,000円以上1万円未満）	1年以下の懲役か禁錮 または 30万円以下の罰金を追加
時効	1年	3年

あなたは大丈夫？

インターネットやSNSは、誰もが気軽に自分の意見や思いを発信できますが、その内容によっては人を傷つけてしまいます。たとえ顔は見えなくても、インターネットやSNSの向こう側にも同じ人間がいることを想像し、また次の三つの能力を身に付け、ルールやモラルを意識した、正しい利用を心掛けましょう。

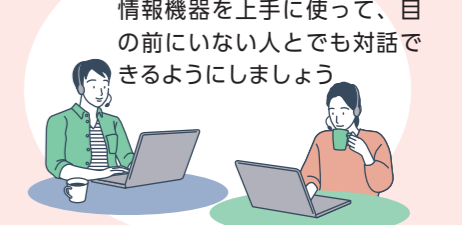
メディアにアクセスし、活用する能力



メディアを主体的に読み解く能力



メディアを通じコミュニケーションする能力



じんけんフェスタ2022

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、広く人権について考える機会として開催しています。人権に関する映画や人形劇、展示や市内福祉団体による物品販売などがあります。ぜひご参加ください。

時 12月4日(日) 9:30～16:00
所 文化会館



11月18日までに
専用フォームから

人権週間記念映画「20歳のソウル」上映



時 午前の部 9:30から、
午後の部 13:15から
(いずれも30分前に開場)
所 第1ホール
定 各600人

©2022「20歳のソウル」製作委員会

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は 人権・同和政策課 ☎ 354-8293 FAX 354-8611
人権センター ☎ 354-8609 FAX 354-8611
人権・同和教育課 ☎ 354-8253 FAX 354-8308